

平成22年第1回

福井県後期高齢者医療広域連合議会定例会会議録

平成22年3月26日開会

平成22年3月26日閉会

福井県後期高齢者医療広域連合議会

平成22年第1回福井県後期高齢者医療広域連合議会定例会会議録索引

議事日程	1
出席議員	1
欠席議員	1
事務局出席職員	1
説明のため出席した者	2
開会宣告	2
広域連合長挨拶	2
開議宣告	3
日程1 議席の指定について	3
日程2 会議録署名議員の指名について	4
日程3 会期の決定について	4
日程4 第2号議案 平成22年度福井県後期高齢者医療広域連合一般会計予算	4
日程5 第3号議案 平成22年度福井県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算	4
提案理由説明	
○東村広域連合長	4
討 論	5
○畑野麻美子君	5
採 決	6
日程6 第4号議案 平成21年度福井県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算	6
提案理由説明	
○東村広域連合長	6
採 決	7
日程7 第5号議案 福井県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部改正について	7
提案理由説明	
○東村広域連合長	7
採 決	8
日程8 第6号議案 福井県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療制度臨時特例基金条例の一部改正について	8
提案理由説明	
○東村広域連合長	8
採 決	8

日程 9	第 7 号議案	福井県後期高齢者医療広域連合職員の給与の支給に関する条例 及び福井県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間及び休暇等 に関する条例の一部改正について	9
	提案理由説明		
	○東村広域連合長		9
	採 決		9
	広域連合長挨拶		9
	閉会宣告		10

平成22年第1回福井県後期高齢者医療広域連合議会定例会議決事件一覧

番 号	件 名	提出者	上 程 年月日	議 決 年月日	議決結果
第2号議案	平成22年度福井県後期高齢者医療広域連合一般会計予算	広域連合長	22.3.26	22.3.26	原案可決
第3号議案	平成22年度福井県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算	〃	〃	〃	原案可決
第4号議案	平成21年度福井県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算	〃	〃	〃	原案可決
第5号議案	福井県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部改正について	〃	〃	〃	原案可決
第6号議案	福井県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療制度臨時特例基金条例の一部改正について	〃	〃	〃	原案可決
第7号議案	福井県後期高齢者医療広域連合職員の給与の支給に関する条例及び福井県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間及び休暇等に関する条例の一部改正について	〃	〃	〃	原案可決

平成22年第1回福井県後期高齢者医療広域連合議会定例会会期及び日程

月日	曜	時間	会議	場所	会議事項
3月26日	金	午後3時00分	本会議	福井県自治会館 多目的ホール	議案上程 討論、採決 一般質問、閉会

福井県後期高齢者医療広域連合議会定例会会議録

平成 22 年 3 月 26 日（金曜日）午後 3 時 00 分開会

平成 22 年 3 月 26 日、平成 22 年第 1 回定例会が福井県自治会館多目的ホール（議場）に招集されたので、会議を開いた。

例及び福井県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間及び休暇等に関する条例の一部改正について

○議事日程

- 日程 1 議席の指定について
- 日程 2 会議録署名議員の指名について
- 日程 3 会期の決定について
- 日程 4 第 2 号議案 平成 22 年度福井県後期高齢者医療広域連合一般会計予算
- 日程 5 第 3 号議案 平成 22 年度福井県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算
- 日程 6 第 4 号議案 平成 21 年度福井県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算
- 日程 7 第 5 号議案 福井県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部改正について
- 日程 8 第 6 号議案 福井県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療制度臨時特例基金条例の一部改正について
- 日程 9 第 7 号議案 福井県後期高齢者医療広域連合職員の給与の支給に関する条

○出席議員（23 人）

- 1 番 高野 新一君 2 番 原 幸雄君
3 番 清水 正信君 4 番 北村 晋君
5 番 濱田 守好君 6 番 浜田 勝美君
7 番 松本 孝雄君 8 番 山崎 文男君
9 番 玉邑 哲雄君 10 番 川崎 悟司君
11 番 福田 修治君 12 番 森田 稔君
13 番 梅木 隆治君 14 番 ・村 春男君
15 番 砂子 三郎君 16 番 村田與右エ門君
17 番 石川 道広君 18 番 松山 俊弘君
19 番 田辺 義輝君 20 番 山川 豊君
21 番 畑野麻美子君 22 番 酒井 英夫君
23 番 坂本伊三栄君

○欠席議員（0 人）

○事務局出席職員

- 事務局長 竹 内 利 寿
事務局次長 森 川 亮 一
業務課長 八十島 孝 彦
会計管理者 清 水 啓 司
業務課長補佐 山 岸 健

係 長 長谷川 正 広
係 長 中 村 弘 和
係 長 村 松 克 紀

○説明のため出席した者

広域連合長 東 村 新 一 君
副広域連合長 杉 本 博 文 君
副広域連合長 牧 野 百 男 君

○議長（松山俊弘君） 平成22年第1回福井県後期高齢者医療広域連合議会定例会は本日招集され、出席議員が定足数に達しておりますので議会は成立いたしました。

よって、これより開会し、本日の会議を開きます。

ここで、広域連合長より発言を求められておりますので、許可いたします。

連合長。

（広域連合長 東村新一君 登壇）

○広域連合長（東村新一君） 本日ここに、平成22年第1回福井県後期高齢者医療広域連合議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、御多用の中、御参集を賜り、厚く御礼申し上げます。また、当広域連合の運営につきまして格別の御理解、御協力を賜り、改めて御礼を申し上げます。

さて、後期高齢者医療制度につきまして

は、平成20年4月に制度が開始されてから2年が過ぎようとしております。この間、平成20年度におきましては、制度開始直後の国民のさまざまな声を反映して、所得の低い方へのさらなる配慮や、保険料の納付方法の自由化などの制度見直しが実施されました。また、今年度におきましては、政権交代に伴い制度の抜本的見直しを行うという方向性が示され、平成24年度末で本制度が廃止されることとなったところであります。当広域連合といたしましては、新たな制度が導入されるまでの間、これまで同様被保険者の方々に安心していただけるよう制度の円滑な運営に一層努めてまいりたいと考えているところであります。

こうした状況の中、2年ごとに見直すこととなっている保険料率につきましては、先月の第1回臨時会におきまして、平成22年度及び23年度に適用する保険料率を現行のまま据え置くこととして御議決をいただいたところであり、今後は、被保険者の皆様方から納めていただく保険料の重みを実感しながら健全な財政運営に努めてまいりたいと考えております。

一方、平成25年4月から始まる予定の新たな制度につきましては、昨年11月に設置された高齢者医療制度改革会議においてこれまで4回議論されており、最近では、2月9日の第3回の会議においては「制度の基本的な枠組みと運営主体のあり方につ

いて」、また、今年8日に開催された第4回の会議においては「費用負担のあり方について」議論が進められたところであります。

改革会議は今後も毎月1回のペースで会議を重ね、本年夏の間取りまとめ、10月末の最終取りまとめを経て、来年1月の通常国会に関連法案を提出し、2年間の準備期間を経て平成25年4月から新たな制度を始めることを当面の目標としております。

このように新たな制度の構築に向けた動きが本格化してきたわけでありますが、新たな制度につきましても、何よりも被保険者の方々はもとより、広域連合や市区町村など現場の声を十分に反映したものであることが最も重要であると考えており、今後は全国の広域連合との連携を一層強化しながら、本県の声を国に届けてまいりたい所存であります。

本日は、平成22年度一般会計及び特別会計予算案並びに平成21年度特別会計補正予算案、そして、後期高齢者医療に関する条例、後期高齢者医療制度臨時特例基金条例、職員の給与の支給に関する条例、そして、職員の勤務時間及び休暇等に関する条例の一部改正の6議案を提案させていただいておりますので、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（松山俊弘君） 議事に先立ちま

して、ここで御報告を申し上げます。

県内17市町から選出いただきます当広域連合議会議員のうち、

2番 三国房雄君、4番 中村清一君、以上の2名から当広域連合議会議員を辞職したい旨の願い出がありましたので、地方自治法第126条の規定に基づき、議長においてこれを受理し、辞職を許可いたしました。

なお、この辞職に伴いまして、新たに当広域連合議会議員に就任されました皆様を御報告申し上げます。

氏名を事務局から朗読させます。

○事務局員（清水啓司君） それでは、命により氏名を朗読いたします。

原幸雄議員、北村晋議員、以上でございます。

○議長（松山俊弘君） なお、このたび新たに選出されました議員の皆さんにつきましても、議事の進行上、ただいま御着席の議席を仮議席に指定いたします。

本日の議事日程は、お手元に配付いたしました議事日程表のとおりと定め、直ちに議事に入ります。

日程1「議席の指定」を行います。

今回新たに当広域連合議会議員に選出されました議員の議席は、福井県後期高齢者医療広域連合議会会議規則第4条第1項の規定により、議長において指

定いたします。

氏名とその議席番号を事務局に朗読させます。

○事務局員（清水啓司君） それでは、命により、氏名と議席番号を朗読いたします。2番 原幸雄議員、4番 北村晋議員、以上でございます。

○議長（松山俊弘君） 次に、日程2 「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、会議規則第74条の規定により、
20番 山川豊君、21番 畑野麻美子君を指名いたします。

次に、日程3 「会期の決定について」を議題といたします。お諮りいたします。本定例会の会期は、本日1日限りとしたいと存じますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（松山俊弘君） 御異議なしと認めます。よって、そのように決定いたしました。

○議長（松山俊弘君） 次に、日程4 第2号議案「平成22年度福井県後期高齢者医療広域連合一般会計予算」及び
日程5 第3号議案「平成22年度後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算」を会議規則第35条の規定により一括議題といたします。

提出者の提案理由の説明を求めます。
連合長。

（広域連合長 東村新一君 登壇）

○広域連合長（東村新一君） ただいま上程されました、第2号及び第3号議案の平成22年度各会計予算につきまして、一括して提案理由の説明を申し上げます。

先ず、平成22年度の予算編成に当たりましては、被保険者の方々が安心して医療を受けることができるよう制度運営の円滑な実施に配慮するとともに、健康診查をはじめ、健康づくり事業の充実に努めたところであります。また、事務的経費については可能な限り節減を図り、構成市町の財政負担の軽減にも心がけたところあります。

では、第2号議案の一般会計予算からご説明いたします。

議案の1ページをお願いいたします。

平成22年度の一般会計予算であります。予算総額を4億6,300万6,000円と定めるものであります。

おめくりいただきまして、2ページをお願いいたします。

歳入の主なものといたしましては、「第1款 分担金及び負担金」に構成市町からの負担金として4億6,252万3,000円を計上しております。

おめくりいただきまして、3ページをお願いいたします。

歳出の主なものといたしましては、「第1款 議会費」に144万7,000円を、「第2款 総務費」では、広域連合の運営

に要する経費として1億6,339万4,000円を、「第3款 民生費」では、後期高齢者医療特別会計への繰入金として2億9,709万1,000円を計上しております。

次に、第3号議案の平成22年度後期高齢者医療特別会計についてご説明いたします。

議案4ページをお願いいたします。

平成22年度の特別会計予算であります。が、予算総額を895億6,097万7,000円と定めるものであります。

おめくりいただきまして、5ページをお願いいたします。

歳入の主なものといたしましては、「第1款 市町支出金」では、被保険者からの保険料及び市町の療養給付費の定率負担金として146億1,892万3,000円を、「第2款 国庫支出金」では、国の療養給付費の定率負担金、調整交付金等として合計で290億5,599万1,000円を、「第3款 県支出金」では、県の療養給付費の定率負担金など72億6,790万8,000円を計上しております。

次に、「第4款、支払基金交付金」に、現役世代からの支援金である交付金として373億2,659万1,000円を、「第8款 繰入金」では、一般会計臨時特例基金及び療養給付費等準備基金からの繰入金として12億8,355万7,000円を計上しております。

おめくりいただきまして、6ページをお願いいたします。

歳出につきましては、「第1款 総務費」では、制度運営に係る経費3億2,861万4,000円を、「第2款 保険給付費」では、療養の給付に係る費用、高額療養費、葬祭費など合計で、889億763万1,000円を計上しております。

また、「第5款 保健事業費」では、市町が実施する長寿健康診査事業の補助金として、今年度から新たに実施する選択項目に対する補助も含めまして1億8,262万8,000円を計上しております。

何とぞ十分なる御審議をいただき、妥当なる御議決を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（松山俊弘君） 以上で、提案理由の説明は終わりました。

質疑の通告はありませんでしたので、質疑を終結いたします。ただ今から討論に入ります。21番 畑野麻美子君から、討論の通告がありましたので許可いたします。21番 畑野麻美子君。

（畑野麻美子君 登壇）

○畑野麻美子君 第3号議案、福井県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算に賛成の立場で討論します。

2009年8月、政権交代しましたが、民主党の公約であった後期高齢者医療制度の廃止は先送りされています。その上、厚

労省は同改革会議に65歳以上の高齢者の全員を国民健康保険に加入させ、65歳以上と65歳未満では別勘定とする費用負担の試算をしています。同じ市町村国保の加入者といいながら、会計は別。これでは、後期高齢者医療制度の対象年齢を75歳から65歳に下げただけということになります。これではうば捨て山の入山年齢を引き下げただけということになります。

さて、後期高齢者医療制度は保険料が2年に1度上がる仕組みになっています。22年度は20の都道府県が保険料を値上げした中、福井県後期高齢者医療広域連合が保険料を据置きしたことは評価されるものです。よって、本予算に賛成します。

○議長（松山俊弘君） 以上で討論は終結いたします。

それでは、採決したいと存じますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（松山俊弘君） 御異議なしと認めます。

それでは、第2号議案及び第3号議案を一括して採決いたします。

原案のとおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（松山俊弘君） 御異議なしと認めます。

よって、そのように決しました。

○議長（松山俊弘君） 日程6 第4号議案「平成21年度福井県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算」を議題といたします。提出者の提案理由の説明を求めます。

連合長。

（広域連合長 東村新一君 登壇）

○広域連合長（東村新一君） ただいま上程されました第4号議案「平成21年度福井県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算」につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

議案7ページをお願いいたします。

平成21年度の特別会計補正予算であります。補正額は歳入歳出とも7億2,642万1,000円を増額し、予算総額で937億6,783万9,000円とするものであります。

おめくりいただきまして、8ページをお願いいたします。

まず、歳入におきましては、「第2款 国庫支出金」では、平成22年度に実施する保険料の軽減措置に要する経費及び平成20年度の保険料軽減措置の財源補てんにかかわる追加交付分と、長寿健康診査事業の実績見込みを勘案した減額分を合わせました総額7億3,919万3,000円を増額いたしております。

「第3款 県支出金」では、長寿健康診査事業の実績見込みを勘案し、補助金1,

277万2,000円を減額いたしております。

おめくりいただきまして、9ページをお願いいたします。

歳出につきましては、まず「第5款 保健事業費」では、被保険者に対する長寿健康診査事業の実績見込みを勘案し、4,692万5,000円を減額いたしております。

「第6款 基金積立金」では、平成22年度の保険料軽減措置にかかる国の財源補てんとしての臨時特例交付金を臨時特例基金に積み立てるもので、7億5,196万5,000円を計上いたしております。

また、「第8款 諸支出金」では、過年度の保険料還付金に要する経費として407万2,000円を増額いたしております。

何とぞ十分なる御審議をいただき、妥当なる御議決を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（松山俊弘君） 以上で、提案理由の説明は終わりました。

質疑及び討論の通告はありませんでしたので、直ちに採決したいと存じますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（松山俊弘君） 御異議なしと認めます。それでは、採決いたします。第4号議案につきまして、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（松山俊弘君） 御異議なしと認めます。

よって、そのように決しました。

○議長（松山俊弘君） 日程7 第5号議案「福井県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部改正について」を議題といたします。

提出者の提案理由の説明を求めます。連合長。

（広域連合長 東村新一君 登壇）

○広域連合長（東村新一君） ただいま上程されました、第5号議案「福井県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部改正」につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、平成22年1月28日に国の平成21年度第2次補正予算が成立し、平成22年度におきましても保険料の軽減措置が引き続き実施されることとなったため、所要の措置として後期高齢者医療に関する条例の一部を改正するものであります。

改正の内容といたしましては、平成20年度から実施しております社会保険等の被扶養者であった被保険者の保険料均等割額の軽減割合を引き続き9割とすること、また、所得の低い方に対する保険料均等割額の軽減措置のうち、軽減割合が本来は7割の方を引き続き8.5割とするものであります。

何とぞ十分なる御審議の上、妥当なる御

議決を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（松山俊弘君） 以上で、提案理由の説明は終わりました。

質疑及び討論の通告はありませんでしたので、直ちに採決したいと存じますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（松山俊弘君） 御異議なしと認めます。それでは、採決いたします。

第5号議案につきまして、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（松山俊弘君） 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

○議長（松山俊弘君） 日程8 第6号議案「福井県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療制度臨時特例基金条例の一部改正について」を議題といたします。

提出者の提案理由の説明を求めます。
連合長。

（広域連合長 東村新一君 登壇）

○広域連合長（東村新一君） ただいま上程されました、第6号議案「福井県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療制度臨時特例基金条例の一部改正」につきまして、提案理由を御説明申し上げます。

本案は、今ほど御議決をいただきました第5号議案で御説明申し上げましたとおり、平成22年度におきましても保険料の軽減措置が引き続き実施されることとなっ

たため、その財源補てんとして交付される国の交付金を基金に積み立てた上で、その財源に充てるため、本条例を改正するものであります。

改正の内容といたしましては、後期高齢者医療に関する条例の規定に基づき実施いたします保険料の軽減措置のうち、被扶養者であった被保険者に対する保険料均等割額の9割軽減、所得の低い方に対する保険料均等割額の9割及び8.5割軽減、所得の低い方に対する所得割額の5割軽減に要する経費に係る財源として、引き続き本基金を処分することとするとともに、本基金条例の有効期限を平成25年3月31日まで延長するものであります。

何とぞ十分なる御審議をいただき、妥当なる御議決を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（松山俊弘君） 以上で、提案理由の説明は終わりました。

質疑及び討論の通告はありませんでしたので、直ちに採決したいと存じますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（松山俊弘君） 御異議なしと認めます。それでは、採決いたします。第6号議案につきまして、原案のとおり決することに御異議はありますか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（松山俊弘君） 御異議なしと認め

ます。

よって、そのように決しました。

○議長（松山俊弘君） 日程9 第7号議案「福井県後期高齢者医療広域連合職員の給与の支給に関する条例及び福井県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間及び休暇等に関する条例の一部改正について」を議題といたします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

連合長。

（広域連合長 東村新一君 登壇）

○広域連合長（東村新一君） ただいま上程されました、第7号議案「福井県後期高齢者医療広域連合職員の給与の支給に関する条例及び福井県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間及び休暇等に関する条例の一部改正」につきまして、提案理由を御説明申し上げます。

本案は、本年8月11日の人事院、10月6日の福井県人事委員会の勧告に対し、県及び県内全市町がこれらの勧告を尊重して所要の措置を講じることから、当広域連合においても同様の措置を講じることとして本条例を改正するものであります。

改正の主たる内容といたしましては、月60時間を超える時間外勤務に係る手当の支給割合を引き上げるとともに、今回引き上げる支給割合とこれまでの支給割合との差額分を、その時間外勤務時間数に応じて代休に振りかえることができるとするもの

であります。

何とぞ十分なる御審議をいただき、適切な御議決を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（松山俊弘君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

質疑及び討論の通告はありませんでしたので、直ちに採決したいと存じますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（松山俊弘君） 御異議なしと認めます。それでは、採決いたします。第7号議案につきまして、原案のとおり決することに御異議はございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（松山俊弘君） 御異議なしと認めます。

よって、そのように決しました。

以上をもちまして、本日の議事日程はすべて終了いたしました。

ここで、広域連合長より発言の申し出がありますので、これを許可いたします。

連合長。

（広域連合長 東村新一君 登壇）

○広域連合長（東村新一君） 平成22年第1回福井県後期高齢者医療広域連合議会定例会の閉会に当たり、一言御礼を申し上げます。

議員各位には、長時間にわたり、提案させていただきますいただきました議案につきまして慎重

なる御審議をいただき、本日ここに妥当なる御議決を賜りましたことに、心から厚く御礼申し上げます。どうもありがとうございました。

今後は、本制度にかわる新たな制度の概要が明らかにされる予定であります。被保険者の方々をはじめとして県民の皆様の一層の御理解を得ながら、後期高齢者医療制度の円滑な運営に努めてまいり所存でございますので、議員各位におかれましてはより一層の御指導、御鞭撻を賜りますようお願い申し上げます、簡単ではございますが、閉会に当たってのあいさつとさせていただきます。

本日はありがとうございました。

○議長（松山俊弘君） 以上で会議を閉じます。

これをもちまして、平成22年第1回福井県後期高齢者医療広域連合議会定例会を閉会といたします。大変御苦勞様でした。

午後3時28分閉会

地方自治法第123条第2項の規定により、本会議の顛末を証するため、ここに署名する。

福井県後期高齢者医療広域連合議会

議長 松山俊弘

署名議員 山川豊

署名議員 畑野麻美子